

お知らせします！長寿医療制度

～平成21年度の保険料・計算の方法と軽減の仕組み～

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の平成21年度の保険料は、前年(平成20年)の所得を基に計算します。ただし、年金から引き去りされている方の4月分、6月分及び8月分の保険料は、暫定的に平成19年の所得を基に計算しています。正式な保険料は、納付方法とともに7月に個々にお知らせします。

平成21年度分の年間保険料の計算方法

均等割額	43,143円(一人当たりの額)
+	
所得割額	(平成20年の所得 - 33万円) × 9.63%
保険料	1年間の保険料(限度額50万円)

【年間の保険料について】

- 年の途中で長寿医療制度に加入した場合は、加入月からの月割で保険料が計算されます。

例) 8月20日に加入した場合

$$\begin{aligned} & \text{1年間の保険料} \div 12\text{カ月} \times 8\text{カ月}(8\text{月} \sim \text{翌年3月}) \\ & = \text{21年度分の保険料} \end{aligned}$$

- 算出された保険料に100円未満の端数がある場合は、切捨てとなります。

所得の低い方は保険料が軽減されます

【均等割の軽減】

所得の低い方は、均等割43,143円がつつぎのとおり軽減されます。下表は年金収入のみの場合の例です。

年金収入額		平成21年度の均等割
一人世帯	夫婦二世帯※	
168万円以下でかつ、被保険者全員が年金収入額が80万円以下で所得が0円		9割軽減該当 4,300円
168万円以下		7割軽減該当 12,942円
-	192万5千円以下	5割軽減該当 21,571円
203万円以下	238万円以下	2割軽減該当 34,514円

※ 夫婦二世帯の場合は、一方の所得が0円(年金収入120万円以下)の場合

【所得割の軽減】

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割の額が5割軽減されます。

下記の例は年金収入のみで、年金額が180万円の場合。

- 軽減判定：180万円 - 120万円(年金控除額) - 33万円 = 27万円(軽減該当)
- 所得割額：27万円 × 9.63% × 0.5(5割軽減) = 13,000円



ご注意

軽減を受けるには住民税の申告を。保険料の軽減を受けるためには、住民税の申告が必要です。収入が年金(遺族年金、障害年金含む)だけでも、申告をしていない方は未申告として扱われ、軽減措置が受けられません。忘れずに申告をしましょう。申告は役場で随時受付しています。



📞 お問い合わせ 福祉課国保医療年金係 ☎ 0164-62-1211(内線126) ✉ fukushi@town.haboro.lg.jp